

会 議 録

会議の名称	那珂川町子育て支援推進協議会		
開催日時	平成 29 年 9 月 19 日(火) 15:00 ~ 16:00	開催場所	勤労青少年ホーム 第 3 会議室
出席者	<p>1. 委員 秋峯委員、飯田委員、江島委員、緒方委員、萬委員、椛島委員 Winters 委員 (欠席者)大谷委員、足立委員、平島委員</p> <p>2. 町(事務局) 中村子育て支援課長、長田子育て支援課長補佐兼子育て支援担当係長、 天野社会教育課長補佐兼社会教育担当係長(子育て支援担当職員)永野</p>		
配布資料	<p>資料 1-1: 那珂川町子育て支援事業計画(平成 29 年度改定)</p> <p>資料 2-1: 小規模保育事業の認可について</p> <p>資料 3-1: 新 土曜日の学校開放について</p> <p>資料 3-1: 新 土曜日の学校開放参加者募集(案)</p>		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 那珂川町 子ども・子育て支援事業計画改定について (説明：事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の協議会で協議した「那珂川町 子ども・子育て支援事業計画」の改定案をもとにパブリックコメントを実施したが、意見については無かった。よって、前回協議内容で「那珂川町 子ども・子育て支援事業計画（平成 29 年度改定）」を策定するものとした。 <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なく承認 <p>3. 小規模保育事業の認可に関する意見について (説明：事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 4 月に開設予定の小規模保育事業所 2 ヲ所について、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づき、協議会で設置認可に関する意見を求めた。 <p>【質疑・意見等】</p> <p>(委員) 小規模保育所は、0.1.2 歳がワンフロアで混在して運営を行うのか。</p> <p>(事務局) ワンフロアで運営を行うが、パーテーションで区切ったり、場合によってはパーテーションを取外す等、運営していく中で柔軟に対応を行う。</p> <p>(委員) 障がい児保育の有無で「有り」となっているが、もし障がい児の方が施設利用を希望した場合も利用定員は変わらないのか。</p>			

- (事務局)小規模事業所の利用定員は国の基準がある為、障がいがある児童が利用を希望した場合も利用定員は変わらない。町としては他の保育所と同様に障がいがある児童も受け入れる姿勢である。
- (委員)障がい児保育の受け入れが、3歳に達した時に引き続き認可保育所で受け入れを行うことに繋がるのか。
- (事務局)そこも含めて、既存の認可保育所で継続して保育できる体制を取っている。また、今回小規模保育事業を行う2法人に関しては、町内に認可保育所を持った法人である為、その認可保育所との連携を図った上で受け入れを可能にしていきたいと考えている。
- (委員)2階にある小規模保育事業所は階段が外にあるのか。
- (事務局)外階段になっている。また、火災等が起こった場合も対応できるように階段は2カ所ある。階段について小規模保育事業所の基準を満たしているかは県に確認している。
- (委員)エレベーターはあるのか。
- (事務局)居住区と一体にはいるが、テナント側にエレベーターはない。

4. 新 土曜日の学校開放について

(説明:事務局)

- ・平成29年10月28日から実施予定の新 土曜日の学校開放について、国が策定した「放課後子ども総合プラン」にもとづき、放課後子供教室(新 土曜日の学校開放)の実施案について意見を求めた。

【質疑・意見等】

- (委員)新 土曜日の学校開放に参加している子どもに対し、怪我した場合の対応はあるのか。
- (事務局)町の事業である為、町民活動保険の対象。また、活動中は指導員が1~3人つくので、子どもが怪我した場合の応急処置や連絡は行うことができる体制を取っている。
- (委員)小学1年生の子どもが、住所や電話番号を書けるのか。登録制に出来ないのか。
- (事務局)現在行っている土曜日の学校開放の受付も記入制を取っているが、現状、問題なく運営している。また、事前に配っているチラシの裏面に名前等の記入欄を設けており、保護者が記入した用紙を子どもに持たせることで対応している。タブレットの活用方法については併せて検討する。
- (委員)実施校の生徒しか参加できないのは何故か。
- (事務局)学校側から小学生は学校区から原則出ることができないと聞いている為、実施校の子どものみを対象とした。しかしながら、現在行っている土曜日の学校開放では学校名までは確認していない。今回の新 土曜日の学校開放については安全面を考慮し、実施校の子どものみとした。
- (委員)児童館や、図書館については1カ所しかないという事もあって、親の許可があれば校区外でも行って良いと認識していた。小学校では分かれているが、中学校に上がれば同じ学校に通うことになるかもしれないので、他校の子どもと仲良くなる機会を設けることは中1の壁の打開策になるのではないかと思う。
- (委員)子どもの安全に対して、学校側が気を付けてもらえるのはありがたいが、学校が終われば子どもの行動に責任を持つのは親の務めだと思う。学校の決まりを守るの大切だが、親の許可があれば校区外でも行って良いのではないかと思う。今年はこのままで良いと思うが、来年度からは検討してもらいたい。
- (委員)今年は3校で実施して、成果や良い所、悪い所をみたくうえで次年度以降は全校に広めたいという思惑だと思うが、今遊んでいる他校の友達と遊べないというのは子どもにとってはさびしいのではないかと思うのでそのことは考慮してもらいたいと思う。
- (委員)全校で行う必要はないのではないか。何校かで実施しておいて、誰でも受け入れる方が良いのではないか。
- (委員)安徳南小学校に通っている児童の多くは安徳方面に住んでいる。距離的には、安徳南小学校より

安徳小学校の方が近い子どもが多いのではないかと思います。

(委員) 新 土曜日の学校開放の目的に照し合わせれば、実施校の子どもに制限しない方が事業として効果的だと思う。

(事務局) 頂いた意見については、今後の検討課題として学校と協議を進めていきたいと思う。

(委員) 保育園は運動会を毎年土曜日に小学校の運動場を借りて行っているが、この事業が始まると運動場を希望した日に借りることはできるのか。

(事務局) 今まで通り、保育園で小学校の運動場を借りる場合は役場に申請書を提出しもらう。本事業と日程が重なった場合は、出来る限り希望に添えるように調整していく方針。

(委員) 自由遊びとはどのようなものなのか。

(事務局) バスケットボールやバドミントン等、こちらで準備した道具を使って子ども達が自由に遊べるようにしている。道具については、学校開放用で準備しており学校用具は使用できないようにしている。

(委員) 新 土曜日の学校開放を行っていない学校はどうなるのか。

(事務局) 新 土曜日の学校開放を行っていない学校については今まで通りの学校開放を行う。

(委員) 勉強道具を持ってくるようになってきているが、学習面の指導をする指導員もいるのか。

(事務局) 指導員は委託を検討している。子ども達に勉強する習慣を付けてもらうことを目的としているため子ども達が自主的に勉強を行う環境を整えていくように検討している。

(委員) 今後も、子ども達の遊び場の確保は考えていかないといけないと思う。

(事務局) 先ほども挙がっていた通り、今回の新 土曜日の学校開放で他校の仲の良い友達と遊べないという状況はどうかという意見は検討課題として課内及び小学校と協議した上で、次回の協議会までに報告する。

5. その他

(1) 次回以降の開催日程について

(説明:事務局)

- ・第4回会議については、平成29年9月26日をもって現委員の任期が終了するため、母体となる各団体から新任の委員の推薦及び承諾を頂いた後、開催日を調整する。

(2) 議事録の公開について

(説明:事務局)

- ・会議録については、事務局が作成し会長に確認していただいたうえで公開する予定。
⇒公開について、異議なく了承